

デジタルハザードマップ公開サービス業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月

津島市

1 目的

本要領は、「デジタルハザードマップ公開サービス業務委託」に係る契約の相手方とする事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

デジタルハザードマップ公開サービス業務

(2) 業務場所

津島市役所

(3) 業務内容

デジタルハザードマップ公開サービス業務委託特記仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約日の翌日から令和8年3月19日まで

3 予算額

- (1) 委託料の上限は12,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。
- (2) 今年度整備する環境に係る翌年度以降の維持経費（消耗品費を除く。）の上限は年額400,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。ただし、基本データの更新や新規機能の追加等に係る経費については、別途調整するものとする。

4 実施形式

公募型

5 日程

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) 令和7年5月13日（火） | 公募開始 |
| (2) 令和7年5月20日（火）午後5時 | 質問の受付期限 |
| (3) 令和7年5月26日（月） | 質問の回答 |
| (4) 令和7年5月28日（水）午後5時 | 参加申込書等受付締切 |
| (5) 令和7年6月5日（木） | 参加資格審査結果通知書の送付 |
| (6) 令和7年6月13日（金）午後5時 | 企画提案書等の提出期限 |
| (7) 令和7年6月23日（月） | 1次審査（書類審査）の結果通知 |
| (8) 令和7年6月26日（木） | 2次審査（プレゼンテーション審査） |
| (9) 令和7年7月2日（水） | 審査結果の通知、公表（HP） |

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（企画提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 過去5年間において、全国の地方公共団体で以下の項目について、受注実績を有していること。
- ① 印刷版ハザードマップの作成業務及び印刷業務
 - ② 公開型 GIS によるデジタルハザードマップの構築業務
- (2) 本業務で個人情報及び情報セキュリティのデータを扱う観点から、地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) の LGWAN-ASP サービスのうち、アプリケーション及びコンテンツサービスとして、データ転送及び交換機能を提供できること。
- (3) 過去5年以内に、全国の地方公共団体において、津島市行政区域面積と同等規模以上の都市計画基本図レベル 2500 の作成又は修正業務の実績を有していること。
- (4) 参加申込書提出期限までに JIS Q 27001 : 2023 (情報セキュリティマネジメントシステム) 又は JIS Q 15001 : 2023 (個人情報保護マネジメントシステム) の資格を取得済みであること。
- (5) 本業務の品質管理及び品質保証のため、ISO 9001 : 2015 (品質マネジメントシステム) の資格を取得済みであること。
- (6) 令和 6・7 年度津島市入札参加資格審査申請要領に基づき、入札参加資格者名簿に登録された者又は複数の法人により構成されるグループ (以下「共同体」という。) であること。ただし、入札参加資格者名簿に未登録の者は、次の表に掲げる書類 (申請日において、発行日より 3 か月以内のものとする。(鮮明であればすべて写しは可だが、写しの場合は原本証明されていること。)) を提出し、確認を受けた上で、本プロポーザルに参加することができる。

書類名	摘要
登記事項証明書等	法人の方のみ 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)
身元証明書	個人の方及び受任者 (本籍地の市区町村で発行)
委任状	契約権限等を委任する場合のみ。様式は任意のもの
印鑑証明書	法人は法務局、個人は市区町村証明のもの
納税証明書 (国税)	法人の方「その 3 の 3」 / 個人の方「その 3 の 2」
納税証明書 (愛知県税)	愛知県に納税義務がある場合のみ 県税事務所が発行した納税証明書 (未納税額がないこと用)
納税証明書 (津島市税)	津島市に納税義務がある場合のみ (完納証明書)

- (7) 津島市指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (9) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てをしている者 (更生手続開始の決定を受けている者を除く。) または民事再生法 (平成 11 年法

律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。

(10) 次の①から⑥までのいずれの場合にも該当しないこと。

- ① 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- ② 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7 応募手続等

(1) 実施要領等の交付

実施要領その他の資料の交付については次のとおりとする。

① 交付期間

令和7年5月13日(火)から同月28日(水)まで

② 交付場所

津島市公式ホームページで公表するほか、下記11に掲げる担当部局(以下、「担当部局」という。)において交付する。ただし、担当部局での交付は、津島市の休日を定める条例(平成元年条例第28号)第1条に規定している市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

③ 交付する書類

実施要領、企画提案書等作成要領、特記仕様書等

(2) 参加申込

プロポーザル選考に参加しようとする者は、次に掲げるところにより、参加の意思表示を行い、参加資格の確認を受けるものとする。

① 提出書類

「参加申込書」(様式第1)・・・正本1部

「同種業務受託実績申告書」(様式第1別紙1)及び「誓約書」(様式第1別紙2)

を添付すること。

② 提出期限及び提出先

令和7年5月28日（水）午後5時までに担当部局へ。

③ 提出方法

原則、持参とする。

④ 参加資格の確認

参加資格の有無については、市にて要件を確認後、その結果を令和7年6月5日（木）までに「参加資格審査結果通知書」（様式第3）により電子メールで通知する。

(3) 実施要領等に対する質問期限及び回答

実施要領、企画提案書等作成要領、仕様書等に対する質疑応答方法については次のとおりとする。

① 提出書類

質問書（様式第2）

② 質問期限

令和7年5月20日（火）午後5時まで

質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

③ 提出方法

電子メールにより、担当部局に提出すること。メール送信後は電話で担当部局に連絡し、受信の確認を受けること。

④ 質問事項に対する回答の方法

令和7年5月26日（月）までに、メール又は津島市公式ホームページに掲載する。

(4) 企画提案書等の提出方法

参加申込書を提出し、参加資格の確認を受けた者は、次に掲げる提出書類等を作成し提出すること。ただし、企画提案できる件数は、各参加者につき、それぞれ1案とする。なお、選考は匿名で実施するため、審査対象となる「企画提案書」のうち「企画提案（審査用を含む。）」には、用紙上（余白も含む。）に一切、企業名を記載しないこと。

① 提出書類

ア 企画提案書・・・正本1部、副本3部、審査用として（イ）を3部

（ア）会社概要

（イ）企画提案

（ウ）作業工程・スケジュール

（エ）業務実施体制

（オ）管理技術者の経歴書及び資格証の写し、過去5年間の同種業務経歴、現在（R7年度）担当している業務の一覧

（カ）照査技術者の経歴書及び資格証の写し、過去5年間の同種業務経歴、現在（R7年度）担当している業務の一覧

- (キ) 担当者の経歴書、過去5年間の同種業務経歴、現在（R7年度）担当している業務の一覧
- イ 見積提案書・・・(ア)・(イ)ともに正本1部、副本3部ずつ（様式は問わない。）
 - (ア) 見積提案書A 令和7年度業務に関する見積額
 - (イ) 見積提案書B 令和8年度以降の維持管理に係る見積額（年額）
- ウ 社会的取組を証明する書類・・・正本1部、副本3部

② 提出期限

令和7年6月13日（金）午後5時までに担当部局へ

③ 提出方法

原則、持参とする。

④ 提出書類の取扱い

ア 提出されたすべての書類は、返却しない。

イ 提出期限後の書類の加除及び差替え並びに記載事項の追記及び修正は、認めない。

8 選考方法

デジタルハザードマップ公開サービス業務委託プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーション審査により総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を受託候補者とする。

9 審査

(1) 1次審査（書面審査）

① 評価方法

担当部局にて、提出された企画提案書等を別表に掲げる分類のうち、「A 組織」、「B 見積額等」、「C 業務の実施体制」の項目を、採点基準ごとに評価し、合計得点の高い3者（参加者が3者を超えない場合は、すべての参加者）について、2次審査の対象者を決定する。なお、合計得点と同点となる者があるときは、その者のうち令和7年度業務に関する見積提案額が安価の者を上位者とする。

② 審査結果の通知

令和7年6月23日（月）までに、1次審査を行ったすべての参加者に対して、1次審査結果通知書（様式第4）により、電子メールで通知する。

(2) 2次審査（プレゼンテーション審査）

1次審査を通過した者に対して、別表に掲げる分類のうち「A 組織」、「B 見積額等」、「C 業務の実施体制」を除く項目を、採点基準ごとにプレゼンテーション審査を行い、「③ 評価方法」において最も高い者を受託候補者とし、また、2番目に高い者を次点候補者とする。

ただし、各評価項目の合計得点が総配点の6割に満たない者は、候補者とししない。

① 実施日時等

令和7年6月26日（木）とし、時刻及び開催場所は、1次審査を通過した者に対して、個別に通知する。

② プレゼンテーションの実施方法

提案時間最大15分、ヒアリング最大15分とし、提案説明は、本業務に従事する者が3人以内で行うものとする。

③ 評価方法

1次審査の点数と選考委員会の委員が採点した採点基準ごとの点数の平均点（小数点第2位を切り捨てる。）の合計したものを得点とする。なお、得点が同点となる者があるときは、その者のうち令和7年度業務に関する見積提案額が安価の者を上位者とする。

④ 使用機器

プレゼンテーションに機器を使用する場合は、市が設置するパソコン（ミーティングボードMAXHUB、windows10、HDMI端子）とパワーポイント（office2019）を使用することができる。また、参加者持参のパソコンを使用することもできるが、変換機器などは参加者で準備すること。

⑤ 審査結果の通知等

令和7年7月2日（水）に、2次審査を行ったすべての参加者に対して、「2次審査結果通知書」（様式第5）により、電子メール及び郵送（令和7年7月2日（水）の発送を予定）で通知するとともに、受託候補者の選定結果を津島市公式ホームページにおいて公表する。

10 その他の事項

（1）費用負担

提出書類の作成及び提出その他プロポーザル選考の参加に係る費用は、参加者の負担とする。市側に起因する緊急その他やむを得ない理由により、プロポーザル選考を実施することができないと認めた場合において、プロポーザル選考を休止し、若しくは中止し、又は実施を取り消したときでも、その参加に要した費用を市に請求することはできない。

（2）参加辞退の手続

プロポーザル選考への参加申込又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに担当部局へ、書面（任意様式）によりその旨を申し出るものとする。

（3）失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その参加者を失格とし、書面により当該参加者に通知するものとする。

① 参加資格要件を満たさなくなったとき

② 提出書類に虚偽の記載があったとき

③ 提出期限、提出先、提出方法、企画提案書等作成要領その他の条件に適合しない書類の提出があったとき

④ 選考に影響を与えるおそれのある不誠実な行為を行ったとき

⑤ 見積提案額が委託料限度額を超えたとき

(4) 企画提案書等の取扱い

① 企画提案書の複製

提出された企画提案書等の書類は、プロポーザル選考の実施に必要な範囲において、複製することがある。

② 企画提案書の目的外使用

提出された企画提案書等は、当該参加者の承諾を得ることなく、受託候補者を選定する目的以外の目的に使用しない。

③ 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、その作成した者に帰属するものとする。ただし、受託候補者を選定された者の作成した企画提案書等は、市が必要と認めたときは、あらかじめ作成者に通知して、その全部又は一部を無償で複製、転記、転写その他の使用をすることができるものとする。

11 担当部局

津島市総合政策部危機管理課（担当：牧、西尾）

〒496-8686 津島市立込町2丁目21番地（津島市役所3階）

電話0567-55-9594 ファックス0567-24-1791

メールアドレス anzen@city.tsushima.lg.jp